

4 その他

条例の規定に違反した場合や、従わない場合は、指導や勧告、また、勧告に従わない場合には、公表することができるよう定めました。

第18・19条 指導・助言・勧告及び公表

- 市長は、開発者（開発予定者）が、条例の規定に正当な理由なく従わない場合は、必要な措置を講じるよう指導や勧告ができます。また、勧告に従わない場合は、住所、氏名及び勧告内容を公表することができます。

5 条例に基づく許可手続きのフロー図

